第五条第一項中「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　特例退職共済一時金等を請求する場合においては、特例年金給付の決定の請求をしたことがある者（附則第三条第一項の規定により請求手続をしたものとみなされた者を含む。）は、前条第二項の規定にかかわらず、同項第一号（特例老齢農林一時金を請求する場合にあっては、同号及び同項第五号）に掲げる書類を添付することを要しない。

第六条中「特例年金給付」の下に「又は特例遺族共済一時金、特例遺族一時金若しくは特例通算遺族一時金」を加える。

第六条の二第一項中「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金等」に改める。

第七条の見出し中「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金等」に改め、同条中「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金等」に、「理由」を「その理由」に改める。

第十二条に次のただし書を加える。

ただし、特例年金給付受給権者が死亡したことにつき、存続組合が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、死亡を証する書面を添付することを要しない。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（特例遺族共済一時金の支給を受けた者が障害の状態になった場合の届出）

第二十二条の二　特例年金政令第二十五条の二第六項の規定により特例遺族共済年金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書に障害の状態に関する診断書を添え、これを存続組合に提出しなければならない。

一　特例遺族共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　特例遺族共済年金の年金証書番号

三　特例遺族共済年金の受給権者の障害の状態

四　払渡機関の名称及び所在地並びに預貯金の口座番号

第二十三条に次の一項を加える。

4　第一項及び第二項の規定は、特例遺族共済年金の支給に代えて特例遺族共済一時金の支給を請求する場合について準用する。

第三十四条第一項第五号中「第四十六条第七項」を「第四十六条第六項」に改める。

第三章第二節中第四十三条の次に次の二条を加える。

（特例退職共済一時金等の事前請求）

第四十三条の二　特例退職共済一時金等の決定の請求をしようとする者は、請求開始日（特例年金政令第二十五条の二第二項第二号の農林水産大臣が定める日又は同条第三項の規定により農林水産大臣が定める期間の初日をいう。以下同じ。）の六月前から請求開始日の一月前までの間において存続組合が定める日から、存続組合に対し、あらかじめ、特例退職共済一時金等の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、請求開始日において、第四条第一項の規定によりされた特例退職共済一時金等の決定の請求とみなす。

2　前項の請求は、第四条第一項の請求書及び同条第二項の書類を提出してするものとする。

（特例退職共済一時金等の事前請求の申出の撤回）

第四十三条の三　前条第一項前段の請求をした者は、当該請求をした日から請求開始日の前日までの間において、いつでも、当該請求を撤回することができる。

2　前項の規定による撤回をしようとする者は、その者の住所、氏名、性別、生年月日及び年金証書番号又は基礎年金番号を記載した撤回申出書を存続組合に提出しなければならない。

第三章第三節の節名中「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金等」に改める。

第四十四条第二項第一号を次のように改める。

一　死亡した特例年金受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

第四十四条の二の見出し中「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金等」に改め、同条第一項中「第二十五条の二第六項」を「第二十五条の二第十一項」に、「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金等」に改め、同項第一号中「特例老齢農林一時金受給権者」を「特例退職共済一時金等受給権者」に改め、同項第二号中「特例老齢農林一時金受給権者」を「特例退職共済一時金等受給権者」に改め、同項第三号中「第二十五条の二第六項」を「第二十五条の二第十一項」に、「特例老齢農林一時金を」を「特例退職共済一時金等を」に、「特例老齢農林一時金受給権者」を「特例退職共済一時金等受給権者」に改め、同項第四号中「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金等」に改める。

第四十四条の二第二項第一号を次のように改める。

一　死亡した特例退職共済一時金等受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

第四十四条の二第二項第二号中「第二十五条の二第六項」を「第二十五条の二第十一項」に、「特例老齢農林一時金の」を「特例退職共済一時金等の」に、「特例老齢農林一時金受給権者」を「特例退職共済一時金等受給権者」に、「特例老齢農林一時金を」を「特例退職共済一時金等を」に改める。

第三章第四節の節名中「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金等」に改める。

第四十四条の三の見出し中「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金又は特例老齢農林一時金」に改め、同条中「特例老齢農林一時金の支給を受けた者又は特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金若しくは特例老齢農林一時金の支給を受けた者又はこれらの一時金」に改める。

第四十四条の四第一項（見出しを含む。）中「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金又は特例老齢農林一時金」に改める。

第四十四条の五中「の規定による死亡」を「の死亡」に改め、同条第一号中「届出人」を「当該死亡の届出義務者」に改め、同条第三号中「死亡した」を「資格取得者が死亡した」に改め、第三章第四節中同条の次に次の三条を加える。

（特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金、特例遺族一時金又は特例通算遺族一時金の支給を受けた者に係る併給調整事由該当の届出）

第四十四条の六　特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金、特例遺族一時金又は特例通算遺族一時金の支給を受けた者は、その者が併給調整年金（その者にこれらの一時金を支給しなかったとしたならば、平成十三年統合法附則第二十五条第五項において読み替えて準用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第二項第一号（イを除く。）又は第三号（イを除く。）に該当することにより、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例遺族退職年金又は特例通算遺族年金の支給を停止することとなる他の年金である給付をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けることとなるときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　届出人の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　併給調整年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書の記号及び番号

三　特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金、特例遺族一時金又は特例通算遺族一時金の支給額及び特例年金政令第二十五条の三第四項に定める返還の方法

（特例遺族共済一時金、特例遺族一時金又は特例通算遺族一時金の支給を受けた者が婚姻等をした場合の届出）

第四十四条の七　特例遺族共済一時金の支給を受けた者が平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第五十二条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った場合、特例遺族一時金の支給を受けた者が平成十三年統合法附則第四十二条第十項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十八条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った場合又

謄本若しくは抄本